

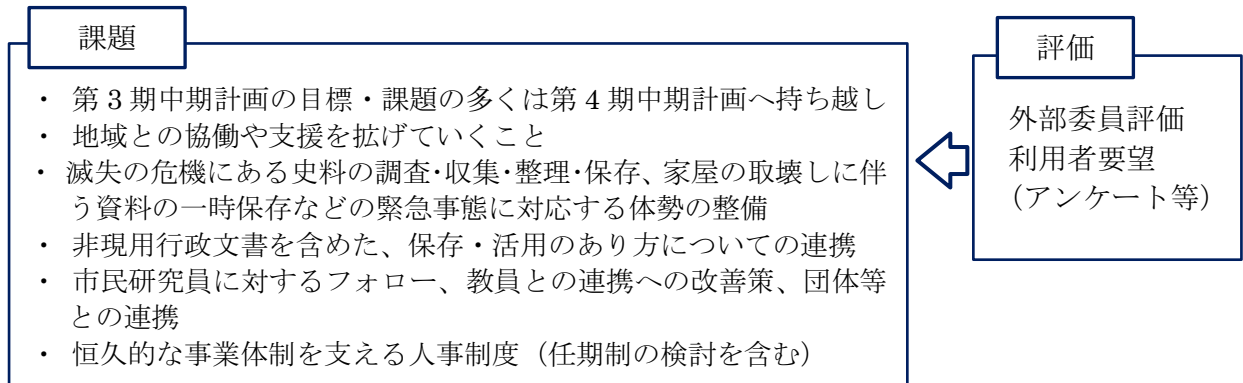
飯田市歴史研究所第4期中期計画 策定について

飯田市歴史研究所は、市誌編さん事業を恒久的な地域史研究事業として位置づけ直し、これまで3次にわたる5年期の中期計画に基づいて恒久的・継続的に地域の歴史や文化を調査研究し、その成果を現在および未来の市民に還元すべく取り組んできました。

第2次飯田市教育振興基本計画が今年度策定され平成29年度にスタートするのに合わせ、飯田市歴史研究所第3期中期計画（平成25～29年度）の終期を1年前倒しして、教育分野の個別計画ともなる飯田市歴史研究所第4期中期計画を策定しました。

第4期中期計画は、平成29年度から平成32年度までの4年間を期間としています。

◇ 第3期中期計画の評価



計画案の策定に向けて

- 研究部内での原案策定
- 研究員会議での協議（8月：地域史研究集会に合わせ、歴研に所属する顧問・調査研究員含め）
- 教育委員会での協議（9～11月）
- 歴史研究所協議会の開催（11月） 内部評価の内容も含めて、全体的に協議していただく
- 定例教育委員会での協議（11月）
- H28年12月20日～H29年1月29日 パブリックコメント実施

◇ 第4期中期計画の策定

I 基本方針（P2）

- 「地域遺産」を調査・研究し、記録し、その保存と公開を図り、成果を多様な形で市民に還元し共有します。
- 戦争や災害・くらしの記憶や日々過去となりつつある現在を、記録し続けることを目指します。
- 調査・研究は飯田市を中心に、歴史的に密接な関係にあったことを踏まえ、広く下伊那の全域をも対象とし、関連する諸地域も含めて包括的に活動を進めます。
- 地域史研究の拠点として、また、地域遺産保全の取組でも拠点となることを目指します。
- 歴史研究所の取組の諸成果を地域市民や国内外に広く発信し、交流を図ります。

II 重点目標（P2～4）

- 地域アーカイブズ事業の拠点化

地域アーカイブズ（地域史料）の調査や保存に取り組み、美術博物館や図書館等と連携した体制づくりを進めながら、得られた史料や情報の保存、公開、活用に向けて体系的なシステムの構築と、文書保存や閲覧利用の充実を図ります。
- 地域遺産の再発見

地域遺産を地域の宝物として大切に守り、これに学び、活用を進め、地域への愛着、地域の魅力づくりに結び付けていきます。
- 地域市民との連携強化

各地域で活発に取り組まれている地域市民自らによる史料調査や地域の学習・研究活動と協働し、各地域の現状や要望を考慮して柔軟に対応します。
- 地域史研究・地域遺産保全を通じた交流の促進

Ⅲ 基本的事業活動 (P4～7)

1 研究・調査

歴史研究所の諸事業の基盤であり、非常勤の諸研究員とも連携し研究・調査事業に取り組みます。

1-1 史料調査

- ・ 史料調査活動を多様に進めます（個人の家や区、学校など地域に残された文献史料、オーラル史料、建造物・景観、映像・音声、行政文書等）

1-2 研究

- ・ 基礎研究、基礎共同研究
- ・ 地域史研究集会、ワークショップ、定例研究会、史料研究ノート、年報の編集・刊行

2 教育・普及活動

- 1 飯田アカデミア
日本全国や世界史的な広い視野を重視し、第一線の研究者による最新の成果を提供
- 2 地域史講座
『飯田・上飯田の歴史』をテキストとする講座や、それぞれの単位地域を対象とした講座を継続
- 3 出前講座
- 4 ゼミナール、ワークショップ
- 5 古文書講座
- 6 公開史料調査・協働史料調査

3 研究者養成と地域連携

歴史研究所は、飯田・下伊那の地域史研究のさらなる活性化を目指し、市民研究員制度を柱とした研究者養成や、地域史研究団体との協働にこれまで以上に取り組みます。

- 1 市民研究員
- 2 地域史研究団体との協働

4 市誌編さん・出版事業

地域史料集（『飯田・下伊那史料叢書』）、単位地域の全体史、テーマごとの地域史の3種類を柱として市誌編さん・出版事業に取り組み、刊行支援も行います。

- 1 飯田・下伊那史料叢書
- 2 単位地域の全体史（「飯田・下伊那の歴史と景観」の刊行）
- 3 地域史叙述
- 4 刊行支援

Ⅳ 歴史研究所の体制整備 (P7～8)

1 組織・運営

市民利用に支障が生じないように移転作業を行うとともに、組織体制について現状の点検と評価を行いながら、特に研究員を安定的に確保・維持する方法を、任期制の再検討を含めて検討します。

国や民間などによる研究助成獲得への継続的な取組や、情報公開に努めます。

2 連携

関係機関、団体等との関係構築、連携に努めます。

◇ パブリックコメント後の経過

- ・ 2月24日（金） 歴史研究所協議会開催（パブリックコメントの意見を踏まえ協議）
- ・ 3月2日（木） 部長会議
- ・ 3月3日（金） 社会教育委員会議
- ・ 3月10日（金） 3月定例教育委員会へ議案として提出し計画決定
- ・ 3月23日（木） 市議会全員協議会へ報告

飯田市歴史研究所第4期中期計画

平成 29 (2017) 年度～平成 32 (2020) 年度

平成 29 年 4 月 1 日

飯田市歴史研究所

はじめに

歴史研究所は、「現在及び未来の市民のために、歴史的価値を有する記録を収集し、保存して、広くその利用に供するとともに、歴史、文化等を科学的に調査研究して、これを叙述し、もって市民の教育、学術及び文化の向上発展並びに活力ある地域社会の創造とその持続に寄与する」（飯田市歴史研究所条例（平成 15 年飯田市条例第 59 号）第 2 条）ことを目標として、3 次にあたる中期計画の下、調査・研究活動、教育・普及活動、市誌編さん・出版活動を軸に多様な取組を行ってきました。

リニア中央新幹線開通が現実化する中で、飯田・下伊那は大きな変容を迎えつつあります。現在進行している、地域振興を目的とした学術研究の「知の拠点」整備構想、それに基づく大学や国の研究機関の誘致、航空機産業などの新たな産業の拠点化などは、この地域の生活や社会の基盤を大規模に変革させる可能性をもっています。一方で、地域全体で進む過疎化・少子高齢化は、先人たちの営みがもたらした恵まれた自然環境に囲まれ、豊かでかけがえのない歴史や文化を育んできた多くの集落や地区の存立を根底から脅かしつつあります。こうした中で、地域アイデンティティの模索や故郷の「誇り」を求める運動も広がりつつあります。

このような時代を迎える中で、飯田・下伊那の各地域に豊かに積層する、人びとの日々の営みを基礎とした歴史文化遺産（地域遺産）は、これからの地域づくり、まちづくりの核になるはずで、これを収集、保存して地域のみなさんに提供し、さらには調査・研究の成果を多様な形で還元する活動に取り組んできた歴史研究所の存在意義はますます重要になっています。

平成 25 (2013) 年 4 月に始まった第 3 期中期計画（5 ヶ年計画）では、それまでの基本方針を堅持しながら、地域遺産の再発見、地域市民との連携強化、地域アーカイブズ事業の拠点化、の 3 点を重点目標として掲げました。それらを中心に歴史研究所の諸事業は概ね順調に進んできました。こうした中で平成 29 年度に向け、新しい飯田市教育振興基本計画が策定されることに加えて、歴史研究所の移転が予定されていることもあり、第 3 期中期計画は 1 年早く終えることになりました。そのため、第 3 期中期計画の目標・課題の多くは、この第 4 期中期計画に持ち越されます。また、第 3 期実績の自己点検・内部評価や有識者による外部評価でも、いくつかの課題が浮き彫りになりました。これらを踏まえて第 4 期中期計画を以下のように策定します。

なお、市の「いいだ未来デザイン 2028」など年次プランや教育全体に関する基本計画である「第 2 次飯田市教育振興基本計画」の期間に従い、今回の中期計画は平成 29 (2017) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 4 年間の事業計画となります。

I 基本方針

前述の設立以来の目標を堅持し、以下の基本方針に従って諸事業を実施します。

- 1 地域の歴史や文化的活動から生み出され、未来に継承すべき地域のかげがえのない宝物を私たちは「地域遺産」と呼びます。地域遺産には、古文書や古記録、行政非現用文書、オーラル史料、映像・音声史料、写真・絵図史料、歴史的建造物や町並み・景観などがありますが、それぞれを調査・研究し、記録し、その保存と公開を図り、成果を多様な形で「地域市民」(※)に還元し共有します。
- 2 戦争や災害、そして暮らしの記憶、また日々過去となりつつある現在を、オーラル、映像、写真などで記録し続けることを目指します。
- 3 上記の調査・研究は、飯田市を中心に、歴史的に密接な関係にあったことを踏まえ、広く下伊那の全域をも対象とします。また、関連する諸地域も含めて包括的に活動を進めます。
- 4 歴史研究所は地域史研究の拠点としてすでに広く認知されるようになりました。今後は地域遺産保全の取組でも拠点となることを目指します。
- 5 歴史研究所の取組の諸成果を地域市民や国内外に広く発信し、交流を図ります。

※「地域市民」とは、飯田市における実体ある地域の枠組みとして自治区域（概ね現在の小学校区と捉える）を「単位地域」と考え、歴史研究所が行う歴史資料（史料）の保存・管理、史料を素材とした調査・研究、地域史叙述などを、単位地域の枠を前提として段階的に進めようという考え方の中で、そこに生きる市民（住民）を捉えた表現です。

II 重点目標

第3期中期計画で掲げた重点目標を引き継ぎ、以下のような事業に重点的に取り組みます。

II-1 地域アーカイブズ事業の拠点化

地域アーカイブズ（地域史料）は、私文書、公的機関の歴史文書、市役所などの行政非現用文書、聞き取りによるオーラル史料などから構成され、地域遺産の中核に位置づくものです。こうした地域アーカイブズは、地域市民の自己学習や研究において、また研究者や学生などの調査・研究にとっても基盤となる環境を提供するものです。しかし、その多くが滅失の危機にあります。平成27（2015）年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の影響などにより状況は悪化しつつあるともいえます。地域の財産である史料を守るため、調査、収集、整理を速やかに進め、保存や公開を図っていくことが必要です。

歴史研究所は、引き続き、概要調査、現状記録調査、採集調査、聞き取り調査、また市役所非現用文書、旧役場文書の保存などの業務に継続的に取り組みます。美術博物館や図書館と連携した体制づくりを進めながら、得られた史料や情報の保存、公開、活用に向けて体系的なシステムの構築と、文書保存や閲覧利用の充実を図ります。

特に市役所非現用文書に関しては、これまで歴史研究所は文書館機能を一時的に代行するという位置づけで、その収集、整理、保存を担ってきました。しかし、市役所非現用文

書も他の地域アーカイブズと同等の価値を有するのであり、市の文書館構想が実現していない中で、歴史研究所としては、公開や利用までも視野に入れた取組を課題とし、関係課との協議を含め、中長期的な構想の策定を目指します。

Ⅱ-2 地域遺産の再発見

飯田・下伊那には、豊かな自然環境に育まれた多様な地域遺産が多く残っています。これらの基盤には、かけがえのない歴史や文化が存在しています。こうした地域遺産を再発見し、これらを地域の宝物として大切に守り、これに学び、活用する方向をさらに進め、地域への愛着を育み、地域の魅力づくりに結びつけていく必要があります。

歴史研究所は、歴史的に近世の村むらに淵源する、人びとの生活や労働を成り立たせてきた実体ある地域を「単位地域」と呼び、そこで生きる市民を「地域市民」と捉え、史料の調査・研究、市誌の編さんなどを行ってきました。今後も、飯田市を構成する20からなる区域、および必要に応じ関連する郡部の町村を単位地域とし、それぞれに豊かに積層する歴史や文化の達成物全てを地域遺産として再発見し、関係機関との連携も図りながら、それらの調査・研究や未来への継承などを地域市民のみなさんと共に取り組みます。

- 1 これまで、単位地域研究の対象としてきた地域（座光寺など）をモデルに、新たに他の単位地域も取り上げ、地域市民との恒常的な協力関係の下に地域遺産の再発見に向けた活動を支援していきます。
- 2 各地域に豊富に残る歴史資料、あるいは歴史的建造物や町並み・集落などの歴史的景観の現状を調査し、それらの保存と活用に向けた課題を地域のみなさんと一緒に考えます。
- 3 各地域の特性を明らかにする基礎研究を重視し、その成果を当該地域に多様な形で還元します。また、単位地域の全体史の叙述や史料集の編さんなどを通して、全市民が活用できる「資産化」に取り組みます。

Ⅱ-3 地域市民との連携強化

Ⅱ-1及びⅡ-2を前提とし、引き続き地域市民との連携の強化に取り組みます。特に、各地域で活発に取り組まれている地域市民自らによる史料調査や地域の学習・研究活動と協働し、各地域の現状や地域市民の要望を考慮して柔軟に対応します。

- 1 史料調査や歴史的建造物・歴史的景観などの調査活動を地域市民と協働で実施し、また、各地域の歴史を学ぶ活動とも連携します。
- 2 歴史研究所や関連する調査グループ・研究者などによる調査・研究の成果については、出前講座・地域史講座・刊行物など多様な形で地域へと還元します。
- 3 市民研究員や研究助成制度を拡充・整備します。また、研究所が実施している基礎共同研究や課題研究・単位地域研究などへ市民研究員や地域史研究者の参加を求め、地域市民との協働を図ります。
- 4 飯田・下伊那の各研究団体と連携・協力関係を深めるように努めます。
- 5 以上の活動を円滑に進めるため、歴史研究所協議会や地域史研究者をはじめとした地域市民のみなさんの意見を伺いながら事業を行います。

Ⅱ-4 地域史研究・地域遺産保全を通じた交流の促進

飯田・下伊那では、数多くの史料保存機関や博物館・資料館、または地域史研究団体が地域遺産を調査し保全して活用する、あるいは、それを素材に地域の歴史を明らかにし市民へ還元していく活動を地道に積み重ねています。その蓄積は膨大なものであると思われます。歴史研究所は、地域史研究と地域遺産保全の拠点として、これらの機関や団体との交流を積極的に深めていきます。これを通して、地域遺産や地域史研究に関する情報などを共有すると共に、歴史研究所から調査、研究、保存に関する助言や支援が恒常的に行えるような関係の構築を目指します。

また、近年は日本各地で地域史研究や地域遺産保全に対する取組が活発化しています。これに関わる全国の諸機関、団体、研究者は、それぞれの地域の特性を生かし、制約を乗り越えながら工夫を凝らし、多様な取組を展開させています。歴史研究所は、これらとの交流も進め、地域史研究と地域遺産保全の拠点たる立場と役割の充実化を図ります。また、飯田・下伊那における地域史研究に関する諸機関や団体の交流を目指し、その橋渡し役を担います。

Ⅲ 基本的事業活動

Ⅲ-1 研究・調査

研究・調査活動は歴史研究所の諸事業の基盤です。研究部・総務系のスタッフは、非常勤の諸研究員を含め、緊密に連携しつつ研究・調査活動に取り組みます。また、研究費の多くを外部資金に依存せざるをえない現状を改善し、研究・調査基盤の整備を図ります。

Ⅲ-1-1 史料調査

以下の調査を柱として、史料調査活動を多様に進めます。

- 1 個人の家や区、学校など地域に残された古文書・古記録などの文献史料調査
- 2 オーラル史料の収集
- 3 歴史的建造物・歴史的景観調査
- 4 近現代の行政文書（市役所非現用文書、旧役場文書）調査
- 5 映像・音声史料調査

このうち4・5は本来ならば文書館の機能分野ですが、Ⅱ-1で触れたように、現状では、歴史研究所として可能な限り取り組む必要があります。また、愛宕蔵に仮置きされている市役所非現用文書については、至急抜本的な保存対策を講じます。

Ⅲ-1-2 研究

史料調査活動に基づいて、基礎研究・基礎共同研究に持続的に取り組みます。こうした研究活動は以下の区分の下で、年度ごとに研究計画書を作成し、成果と課題を点検しながら進めます。

- 1 基礎研究（個人研究）

2 基礎共同研究

- ・ 基盤調査（歴史研究所の日常的・永続的な研究・調査事業）
- ・ 課題研究（3～5年程度を期間とする基礎共同研究）
- ・ 単位地域研究（単位地域史の研究・調査・史料編さん・全体史叙述）

研究活動を促進させるため、次のような各種の研究会を開催します。その成果は『飯田市歴史研究所年報』などで公表します。

1 飯田市地域史研究集会

史料調査や研究の成果をまとめ問題を提起する場として、または飯田・下伊那をフィールドとする研究者や地域の人びとが日常の研究成果を発表する場として、飯田市地域史研究集会を毎年開催します。

テーマの選定に当たっては、顧問研究員をはじめとする各研究員や関係機関からの提案を求め、地域市民からの要望にも応えるよう努めます。早期にテーマを決定し、それに向けた研究会などを行い、内容の更なる充実化を目指します。また企画運営に際し、美術博物館や図書館などとの連携を強化します。

2 ワークショップ

基礎研究・基礎共同研究の成果をとりまとめる場として、あるいは学校教育に関わる諸機関、国内外の研究者や研究団体、地域市民などとの研究交流の場として、年2回程度ワークショップを開催します。

3 定例研究会

各研究員の研究活動を促進するため、定期的な公開研究会を開催します。特に研究部に常勤する研究員や調査研究員については、年1回以上報告するものとします。

4 史料研究ノート

歴史研究所内部の小規模勉強会を月1回程度開催します。

5 『飯田市歴史研究所年報』の編集・刊行

歴史研究所における研究・調査活動や研究会の成果を取りまとめ公表する場として、『飯田市歴史研究所年報』を編集・刊行します。地域市民との連携や外部の研究者・諸団体との交流の場としても活用します。



Ⅲ-2 教育・普及活動

調査・研究活動の成果を地域市民へ不断に還元するために、また地域市民の学びの場を提供するために、以下のような活動を実施します。

1 飯田アカデミア

年間4～5回実施します。日本全国や世界史的な広い視野を重視し、第一線の研究者による最新の成果を提供します。

2 地域史講座

『飯田・上飯田の歴史』（2012～3年刊）をテキストとする講座や、それぞれの単位地

域を対象とした講座を継続します。これらは地域の公民館や学校などで開催します。

3 出前講座

地域の歴史を深く知るために、各地区の公民館や高校、小中学校への出前講座を実施します。

4 ゼミナールとワークショップ（自主的ゼミナール）

地域市民の学びの場として、できるだけ多くのゼミナールを開講します。また、市民が自主的に開くワークショップに対し、会場の提供を含め支援を行います。

5 古文書講座

くずし字を判読するだけでなく、文書の内容を正確に読み取る能力の習得を目指した古文書講座の開講を検討します。

6 公開史料調査・協働史料調査

歴史研究所が実施する史料調査の一部を地域市民に公開します。また、地域市民と協働した史料調査も実施します。これらを通して、歴史研究所と地域市民との関係を深化させると共に、地域市民が地域史料に関心をもち、自らの力で史料を調査・整理・継承できるようになることを補佐します。

Ⅲ-3 研究者養成と地域連携

歴史研究所は、飯田・下伊那の地域史研究の更なる活性化を目指し、市民研究員制度を柱とした研究者養成や、地域史研究団体との協働にこれまで以上に取り組みます。

1 市民研究員

市民研究員制度を格段に重視し、カリキュラムの整備などを行います。市民研究員課程を年2人程度採用し、研究員による指導体制も充実させます。また、研究部長を中心に「市民研究員ゼミ」を年3～4回開講します。

2 地域史研究団体との協働

歴史研究所では、これまでに座光寺地区や長野原地区などにおいて行ってきた、地元の団体と協働した史料調査・整理などを引き続き進めます。地区ごとに担当の研究員を明確にし、前述の公開史料調査や協働史料調査などを通して、当該地区で活動する地域史研究団体との関係構築を図ります。

Ⅲ-4 市誌編さん・出版事業

地域史料集（『飯田・下伊那史料叢書』）、単位地域の全体史、テーマごとの地域史の3種類を柱として、市誌編さん・出版事業に取り組みます。また、刊行支援も積極的に行います。

1 『飯田・下伊那史料叢書』

研究所に常勤する研究員それぞれが4年間で1冊の編集を担当することを目途に、顧問研究員や調査研究員などのサポートを得ながら史料叢書を刊行します。

これまでに刊行した、近世史料編、建築物編、近現代史料編、オーラル史料編、また企画中の古代史料編などを『飯田・下伊那史料叢書』として位置づけます。歴史的景観や町並みの調査成果を取りまとめた史料叢書を刊行します。

また、これまでのような単冊の史料叢書に加えて、複数冊からなる編さん史料をシリーズとして刊行することも検討します。

2 単位地域の全体史

単位地域の全体史として、以下の4種の刊行に取り組みます。

(1) 飯田・下伊那全域を対象としたもの

第3期中期計画から持ち越しとなった『飯田・下伊那の歴史と景観』を刊行します。

(2) 単位地域を対象としたもの

少なくとも1つの単位地域について、その全体史叙述に取り組みます。

(3) 『史料で読む 飯田・下伊那の歴史』

(2)の前提となる『史料で読む 飯田・下伊那の歴史』を1～2冊刊行することを目指します。

(4) ブックレット

南信濃地区の歴史的建造物や景観を扱ったガイドブックの刊行を目指します。

3 テーマごとの地域史叙述

特定のテーマを対象とした地域史として、以下の2種の刊行に取り組みます。

(1) ジュニア・ライブラリー

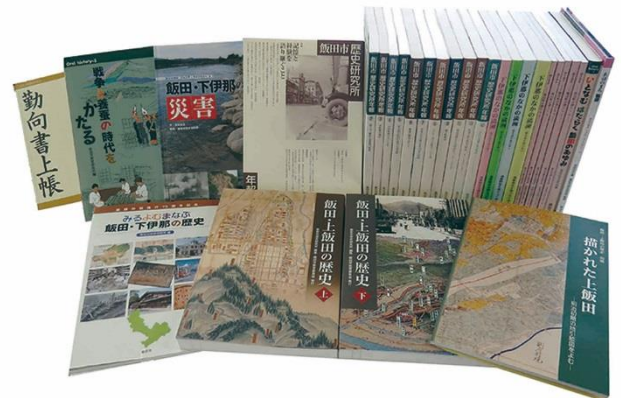
養蚕や芸能など飯田・下伊那に特徴的な事柄を平易に叙述し、小中学校で副教材として利用できるようなジュニア・ライブラリーを刊行します。作成にあたっては教員から企画を募ることも検討します。

(2) 市民ライブラリー

『満州移民』に続く市民ライブラリーの刊行を目指します。

4 刊行支援

ゼミナールや「満州移民を考える会」などが生み出す研究成果の刊行を支援します。また、『飯田市歴史研究所叢書』（仮称）として、飯田・下伊那に根差した研究者による論文集の刊行支援も検討します。



IV 歴史研究所の体制整備

IV-1 組織・運営

1 移転

歴史研究所は、平成29(2017)年9月までに現在の上郷自治振興センターから移転することが決まっています。歴史研究所の調査・研究、史料保存、地域市民の利用などに支障が生じないよう着実に移転作業を遂行します。

2 組織

歴史研究所の組織体制について、現状の点検と評価を行います。特に研究員を安定的に確保・維持する方法を、任期制の再検討を含めて検討します。

3 調査研究費

充実した調査・研究活動を維持するために、国や民間などによる研究助成の獲得に継続的に取り組みます。

4 情報公開

歴史研究所の活動を地域市民に広く知っていただくため、歴史研究所独自のホームページの開設を目指します。

また、現在ホームページで公開されている「飯田市歴史研究所 公開史料一覧」については、より利用しやすいものになるよう改善を図ります。

IV-2 連携

1 飯田市の社会教育機関等

「伊那谷の自然と文化」をテーマにした、調査・研究、教育普及、人材育成の取組などを通して、教育委員会生涯学習・スポーツ課、美術博物館、図書館、公民館、関係課等との連携を強化します。とくに、史料調査に関わる情報や目録などを共有し、利用基準を作成して、地域市民がより利用しやすい環境になるよう努めます。

2 下伊那郡の町・村

下伊那郡の町・村にある史料保存機関や博物館・資料館、あるいは地域史研究を担う諸団体との連携関係を構築します。

3 学校

小学校・中学校・高校の教員が気軽に来所し、調査や相談ができるような体制を整備します。また、教員と協働で教材の作成に取り組むことも検討します。

こうした課題の実現に向けて、下伊那教育会や飯田・下伊那における高校の社会科系教員との連携に努めます。

4 研究団体・大学

伊那史学会などの地域史研究団体、その連絡組織である伊那谷研究団体協議会との連携を重視します。また調査・研究を軸に大学との連携を進めます。さらに地域史研究を志す全国の諸団体や研究者とのネットワークの構築を継続します。

5 地域市民

地域市民との連携については、これまでに記してきたことに加えて、個人宅で所蔵されている古文書類の整理・保存・解読について助言を行います。小中学生の夏休み研究（歴史関係）などへの助言も行います。また、中学生や高校生の職場体験の受入れを継続します。

飯田市歴史研究所第4期中期計画（案）の
パブリック・コメントに寄せられた意見に対する飯田市の考え方

意見を募集した期間 平成28年12月20日から平成29年1月29日まで

No.	指摘箇所	意見	取扱い	意見に対する市の考え方
1	1 はじめに 及び II 重点目標	事業の理念、目的に関する文脈が過剰で内向きな共同体感情に引きずられてしまっています。市民の精神文化の向上、他者への共感（同感）を涵養することに資する知を生み出す価値（第一義的な）といったようなものに言及していません。	参考	<p>単位地域・集落・地区といった地域社会（「共同体」）が成り立つためには、まずもって市民ひとりひとりの精神的な自立と、他者への共感が欠かせません。したがって、「はじめに」で触れた、これからの歴史文化遺産（地域遺産）を核とした地域づくり、まちづくりにおいても、ご指摘の「市民の精神文化の向上、他者への共感（同感）の涵養」は重要な課題であると考えています。直接の言及はしていませんが、「人びとの日々の営みを基礎とした歴史文化遺産（地域遺産）」という表現には、そのような思いを込めています。</p> <p>また、こうした点は、飯田市歴史研究所条例（平成15年飯田市条例第59号）第2条に明記されています（「歴史、文化等を科学的に調査研究して、これを叙述し、もって市民の教育、学術及び文化の向上発展並びに活力ある地域社会の創造とその持続に寄与する」）。第4期中期計画にとどまらない、歴史研究所が今後も継続的に取り組むべき事柄であると考えています。</p>
2	I 基本方針 及び IV-1 組織・運営	<p>憲法（23条）及び飯田市歴史研究所管理運営規則（6条）では、研究活動の自由を保障しています。自由かつ真摯な立場での研究が要請されます。時々の外部の諸情勢にいたずらに左右されることのない客観的な姿勢で進められることが肝要です。</p> <p>このことに関連して若手研究者の経済社会的な側面にかかわる研究倫理教育の充実の必要性を感じます（科学技術研究とは多少性質を異にするかもしれませんが）。</p>	参考	<p>ご指摘のとおり、憲法のみならず、飯田市歴史研究所管理運営規則（平成15年飯田市教委規則第6号）第6条にて、歴史研究所の研究員等は研究活動の自由が保障されています（「歴史研究所の研究員等の研究従事者の研究活動及びその成果の発表の自由は、これを保障する」）。それゆえに、各研究員は、自らの良心に従って、真摯に調査・研究に取り組むことが求められます。同時に、場合に応じて、研究倫理に関する教育や研修も必要になります。</p> <p>これらの点に関しても、今回の計画書では言及していませんが、研究を行う機関としては基本にあるべきであり、歴史研究所も取り組むべき事柄であると考えています。</p>
3	全般にわたり	表現に関する指摘事項など、意見をいただきました。	参考 修正	<p>用字（漢字、送り仮名、符号等）を訂正しました。</p> <p>その他は「計画案の修正・補足箇所」のとおり修正しました。</p>

◇計画案の修正・補足箇所

(アンダーライン が修正箇所)

No.	指摘箇所 (ページ・行)	修正前	修正後
1	表題部	年～平成 32 (2020) 年	年度～平成 32 (2020) 年度
2	はじめに 11 行目	過疎化・高齢化	過疎化・ <u>少子高齢化</u>
3	はじめに 15 行目	<u>ふつう</u> の人びとの日々の営みを基礎とした	人びとの日々の営みを基礎とした
4	はじめに 20 行目	4月に <u>発表した</u>	4月に <u>始まった</u>
5	はじめに 24 行目	策定され、 <u>また同年度内に</u> 歴史研究所の移転が予定されていることなどにより、	策定される <u>ことに加えて</u> 、歴史研究所の移転が予定されている <u>こともあり</u> 、
6	はじめに 25 行目	1年 <u>前倒して</u> 終えることになりました。	1年 <u>早く</u> 終えることになりました。
7	はじめに 29 行目	<u>上位計画</u> である	<u>教育全体に関する基本計画</u> である
8	はじめに 30 行目	平成 <u>29～32 (2017～20) 年</u> の	平成 <u>29 (2017) 年度から平成 32 (2020) 年度までの</u>
9	I 基本方針	<u>私たちは</u> 、地域の歴史や文化的活動から生み出され、未来に継承すべき地域のかけがえのない宝物を「地域遺産」と呼びます。	未来に継承すべき地域のかけがえのない宝物を <u>私たちは</u> 「地域遺産」と呼びます。
10	II-1 下から 9 行目	<u>空き家対策特別措置法</u> の	<u>空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) の</u>
11	II-3 1 行目	<u>以上</u> を前提とし、	<u>II-1 及び II-2</u> を前提とし、
12	III-1 1 行目	総務部のスタッフ、 <u>また</u> 非常勤の	研究部・総務部のスタッフは、 <u>非常勤</u> の諸研究員を含め
13	III-1-2 2 基礎共同研究	基礎共同研究 (<u>3 部門</u>) ・基盤調査 ・課題研究 ・単位地域 <u>プロジェクト</u>	<u>(3 部門) は削除</u> ・基盤研究 (<u>歴史研究所の日常的・永続的な研究・調査事業</u>) ・課題研究 (<u>3～5 年程度を期間とする基礎共同研究</u>) ・単位地域研究 (<u>単位地域史の研究・調査・史料編さん・全体史叙述</u>)
14	III-1-2 1 飯田市地域史研究集会	史料調査・研究の成果をまとめ	史料調査 <u>や</u> 研究の成果をまとめ
15	III-1-2 3 定例研究会	年 1 回以上の <u>報告を義務</u> とします。	年 1 回以上 <u>報告するもの</u> とします。
16	全体を通して	「調査研究」、「調査・研究」、「調査、研究」の複数の表現について	<u>調査・研究</u> に統一。ただし、III-1、III-1-1、III-1-2 の部分は、研究を重視するという視点から「研究・調査」と記しています。
		単位地域 <u>プロジェクト</u>	単位地域 <u>研究</u>